

## 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第八号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表三十七の二号中「附則第十条第四項」を「附則第九条の三第四項」に改める。

附則第四項中「附則第十条第二項」を「附則第九条の三第二項」に改める。

附則第十項中「附則第十条第六項」を「附則第九条の三第六項」に改める。

附則第十一項中「附則第十条第七項」を「附則第九条の三第七項」に改める。

附則第十二項中「附則第十条第十二項」を「附則第九条の三第十二項」に改める。

別記様式第十九号（三）を次のように改める。

別記様式第十九号（三）

(宛先) 埼玉県 税事務所長		納 税 証 明 書 交 付 請 求 書				年 月 日	
納 税 者 又 は 特別徴収義務者	住 所 又 は 所 在 地				住 所		
	フリガナ 氏名又は名称及び 代表者職・氏名	(電話番号： ( ) ) (メールアドレス： )			代 理 人 氏 名		
	法 人 番 号 (法人の場合のみ)					(電話番号： ( ) ) (メールアドレス： )	
使 用 目 的 (番号を○で囲んでください。)	1 入札参加資格審査申請（申請先：埼玉県・その他） 2 建設業許可申請・更新、変更届出書（決算報告）提出 3 資金借入申請 4 酒類販売業免許申請 5 公益法人認定申請 6 自動車の名義変更、所有権解除、売買、下取り 7 その他 ( )						
請 求 枚 数	枚	納 税 番 号		※本人（代理人） 確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 行政書士証票 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
証 明 事 項 (番号を○で囲み、必要事項を 記入してください。)	1 滞納額がない ことの証明	(1) 県税（個人県民税を除く。）					
		(2) 自動車税(種別割)	登録番号	大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・川口・越谷・埼			
	2 税額等の証明	(1) 法人県民税	事業年度等	年 月 日から	年 月 日まで		
		(2) 法人事業税 ・特別法人事業税	事業年度等	年 月 日から	年 月 日まで		
			事業年度等	年 月 日から	年 月 日まで		
		事業年度等	年 月 日から	年 月 日まで			
	(3) 個人事業税	所得年 ( )	年所得、	年所得、	年所得、	年所得)	
	(4) 自動車税(種別割)	登録番号	大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・川口・越谷・埼				
3 その他の証明							

- 注意 1 代理人が請求するときは、請求書を提出する県税事務所長に、委任状、代理人選任届等を提出してください。
- 2 最近納付（入）した場合には、領収証書を持参してください。
- 3 交付手数料は、1 税目・1 年度（事業年度）・1 枚につき 円です。ただし、法人事業税及び特別法人事業税は1 税目とみなします。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5 個人番号カード、運転免許証等の公的証明書の提示等の方法で請求者の本人確認をさせていただきます。
- 6 複数の自動車税（種別割）について証明書が必要なときは、別の用紙等に登録番号を記載して添付してください。

別記様式第十九号の二(三)を次のように改める。

別記様式第十九号の二（三）

(宛先) 埼玉県 税務事務所長		県税に関する証明書交付請求書			年 月 日
納税者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地		代理人	住所	
	フリガナ 氏名又は名称 (代表者氏名)	(電話番号: ( ) ) (メールアドレス: ( ) )		氏名	
	法人番号 (法人の場合のみ)				(電話番号: ( ) ) (メールアドレス: ( ) )
使用目的 <small>(番号を○で囲んでください。)</small>	1 入札参加資格審査申請 2 建設業許可申請 3 資金借入申請 4 その他 ( )		※本人(代理人)確認方法 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
請求枚数	枚	納税番号			
証明事項 <small>(番号を○で囲み、必要事項を記入してください。)</small>	1 法人の設立等報告に関する証明 (名称・設立又は設置年月日・資本金・決算期・事務所又は事業所の所在地) 2 個人の事業税に係る事業開始等の報告に関する証明 (事業の種類・名称・事業開始年月日・事務所又は事業所の所在地) 3 その他 ( )				

- 注意 1 代理人が請求するときは、請求書を提出する県税事務所長に、委任状、代理人選任届等を提出してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 個人番号カード、運転免許証等の公的証明書の提示等の方法で請求者の本人確認をさせていただきます。

別記様式第二十六号を次のように改める。

別記様式第二十六号

個人の県民税に係る徴収取扱費の額についての報告書（ 年 月報告分）					
区	分	算出基礎	乗率等	徴収取扱費の額 円	備考
令和6年度分以降	納税義務者数に対する分	人			
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付した額	円			
	納期前納付に対する報奨金相当額	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
平成19年度から令和5年度分	納税義務者数に対する分	人			
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付し、又は充当した額	円			
	納期前納付に対する報奨金相当額	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
平成18年度分以前	払込金額に対する分	円	$\frac{7}{100}$		
	納税通知書等に対する分	通	60円		
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付し、又は充当した額	円			
合	計				
埼玉県条例第30条第2項及び第3項の規定により上記のとおり報告します。 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長 市町村長					

- 注意 1 各区分の算出基礎の対象となる期間は、次のとおりである。
- (1) 10月報告分…当該年度の4月1日から9月30日まで
  - (2) 4月報告分…前年度の10月1日から3月31日まで。ただし、「納税義務者数に対する分」については、前年度の4月1日から3月31日までに賦課決定したもの
- 2 令和6年度分以降及び平成19年度から令和5年度分に係る徴収取扱費のうち、「納税義務者数に対する分」の乗率等については、報告時期により次の(1)又は(2)のとおりとし、そのいずれかを備考欄に記載すること。
- (1) 10月報告分…納税義務者数×3,000円×1/2
  - (2) 4月報告分…納税義務者数×3,000円-前年度10月報告分の徴収取扱費の額  
 また、過年度課税分（令和6年度分以降及び平成19年度から令和5年度分に限る。）について賦課決定の取消しが行われた場合については、(1)又は(2)の乗率等により計算した徴収取扱費の額から対象年度中に取消しを行った納税義務者に係る徴収取扱費を減じた額とするとともに、取消しを行った納税義務者数を備考欄に記載すること。  
 なお、平成19年度から令和5年度分に係る徴収取扱費のうち、「納税義務者数に対する分」については、次のとおりとし、取消しを行った納税義務者数を備考欄に記載すること。
    - ・算出基礎
      - 10月報告分…当該年度の4月1日から9月30日までに取消しを行った納税義務者数を減じた人数
      - 4月報告分…前年度の4月1日から3月31日までに取消しを行った納税義務者数を減じた人数
    - ・徴収取扱費の額
      - 10月報告分…対象年度中に取消しを行った納税義務者に係る徴収取扱費を減じた額
      - 4月報告分…対象年度中に取消しを行った納税義務者に係る徴収取扱費を減じた額-前年度10月報告分の徴収取扱費の額
- 3 平成18年度分以前に係る徴収取扱費のうち、「納税通知書等に対する分」の算出基礎については、納税通知書、特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書及び退職所得の分離課税に係る所得割の更正又は決定の通知書の通数の合計を記載すること。
- 4 按分率については森林環境税課税額を除いて算定したものを記載すること。

別記様式第二十七号の七(一)中「平成28年改正法附則第5条の  
控除額」を「令和6年改正法附則第8条第2項の控除額」に改め  
る。

別記様式第二十七号の七(二)を次のように改める。

別記様式第二十七号の七（二）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の更正決定

埼玉県 県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税の不申告加算金決定通知書（納額告知書）  
過少申告  
重

次のとおり通知します。  
なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

県 税		納税番号	
事 業 年 度		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
申 告 基 準 日		年 月 日	
申 告 納 付 限 期	県 民 税 事 業 税	年 月 日	
確 定 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
修 正 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
県 民 税			
（ 使 途 秘 匿 金 税 額 等 ）		（ 円 ）	
法 人 税 法 の 規 定 に よ っ て 計 算 し た 法 人 税 額		円	
試 験 研 究 費 の 額 等 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額			
還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額			
退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税 額			
課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 ア			
2 以 上 の 道 府 県 に 事 務 所 又 は 事 業 所 を 有 す る 法 人 に お け る 課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 イ			
法 人 税 割 額		ア 又 は イ × $\frac{1}{100}$	
道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額			
税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額			
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額			
外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額			
仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額			

事 業 税					
摘 要		課 税 標 準	税 率	税 額	
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 業 務	所 得 割	所 得 金 額 総 額	円		
		年 4 0 0 万 円 以 下 の 金 額		円	
		年 4 0 0 万 円 を 超 え 年 8 0 0 万 円 以 下 の 金 額 又 は 年 4 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		年 8 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
	計				
	付 加 割	付 加 価 値 額 総 額			
付 加 価 値 額			/100		
資 本 割	資 本 金 等 の 額 総 額				
	資 本 金 等 の 額		/100		
法 条 項 掲 げ る 第 七 十 二 条 第 二 項 業 務	収 入 割	収 入 金 額 総 額			
		収 入 金 額		/100	

法 第 三 七 号 二 条 掲 げ る 第 一 事 業 項	所得割	所得金額総額				
		所得金額		／100		
	付加価値割	付加価値額総額				
		付加価値額		／100		
	資本割	資本金等の額総額				
		資本金等の額		／100		
	収入割	収入金額総額				
		収入金額		／100		
	合計事業税額					
	令和6年改正法附則第8条第2項の控除額					
事業税の特定寄附金税額控除額						
仮装経理に基づく事業税額の控除額						
差引事業税額						
既に納付の確定した当期分の事業税額						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						
差引過不足事業税額						
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額						
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額						
特別法人事業税						
摘要						
課税標準		税率	税額			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		円	／100	円		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			／100			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			／100			
合計特別法人事業税額						
差引法人税割額						
既に納付の確定した当期分の法人税割額						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額						
過不足法人税割額						
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数					
	均等割額 円 × $\frac{ウ}{12}$					
既に納付の確定した当期分の均等割額						
過不足均等割額						
過不足県民税額						
減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額						
減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額						
分割基準	事業税		県民税			
	従業員の数・固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数	従業員の数			
本県						
総数						
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額						
差引特別法人事業税額						
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額						
差引過不足特別法人事業税額						
減少する特別法人事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額						
減少する特別法人事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額						
過少(不)申告加算金						
加重算金						
延滞金の控除期間						
県民税	全部適用・一部適用	年月日から年月日まで			対象外税額	
事業税特別税	全部適用・一部適用	年月日から年月日まで				
指定納期限		年月日				
更正、決定又は加算金決定の理由						

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正副2通)はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十七号の七(三)を次のように改める。

別記様式第二十七号の七（三）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

埼玉県

県税事務所長 印

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の更正決定

法人の事業税・特別法人事業税の不申告加算金決定  
 過少申告通知書（納額告知書）  
 申告重

次のとおり通知します。  
 なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

県 税		納税番号	
事 業 年 度		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
申 告 基 準 日		年 月 日	
申 告 納 付 期 限	県 民 税	年 月 日	
	事 業 税	年 月 日	
確 定 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
修 正 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
県 民 税			
( 使 途 秘 匿 金 税 額 等 )		( 円 )	
法人税法の規定によつて計算した法人税額		円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額		ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額		イ	
法人税割額		ア又はイ × $\frac{100}{100}$	
道府県民税の特定寄附金税額控除額			
税額控除超過額相当額の加算額			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			

事 業 税		課税標準	税 率	税 額	
法 第 一 七 十 二 条 に 掲 げ る 第 一 項 業 務	所得割	所 得 金 額 総 額	円		
		年 400 万 円 以 下 の 金 額		円	
		年 400 万 円 を 超 え 年 800 万 円 以 下 の 金 額 又 は 年 400 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		年 800 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		計			
	付加価値割	付 加 価 値 額 総 額			
		付 加 価 値 額		/100	
		資 本 金 等 の 額 総 額			
	資本割	資 本 金 等 の 額		/100	
		収 入 金 額 総 額			
収入割	収 入 金 額		/100		



法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		/100	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		/100	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		/100	
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第四十四号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

別記様式第四十七号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」とし、「旅券」を「旅券（パスポート）」とし、「健康保険の被保険者証」を「健康保険の資格確認書」に改める。

附則別記様式第七号中「附則第10条第6項」を「附則第9条の3第6項」に改める。

附則別記様式第八号中「附則第10条第7項」を「附則第9条の3第7項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別記様式第十九号(三)、別記様式第十九号の二(三)、別記様式第二十六号、別記様式第四十四号及び別記様式第四十七号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。